

金融機関担当者の年金推進教室

令和6年11月コラム対応

株式会社服部年金企画

社会保険労務士 : 笹沼和子

1. 年金請求にかかる戸籍謄本省略が可能になった

(1) 老齢年金は省略できるが、未支給・遺族年金は省略できないことも多い

① 戸籍謄本等省略可能開始日
令和6年11月1日(金)

② 対象者
老齢基礎・厚生年金請求者にかかる加給、振替加算対象者
マイナンバーを活用、情報連携システムにより年金事務所が入手可能となる
配偶者と20歳以下の子について戸籍謄本等省略可能

③ 未支給年金、遺族厚生年金請求について
配偶者が請求する場合は原則省略可能
年金受給者の親の未支給年金を子が請求する場合は、子が20歳超の場合省略できない

④ システム不具合等、情報連携システムで入手できない場合は公用または紙ベースの提出が必要